

1 . 変更事項

構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域計画に及ぼす経済的社会的  
効果

特定事業の名称

当該規制の特例措置の適用の開始の日

特定事業の内容

2 . 変更事項の内容

別紙のとおり

構造改革特別区域計画の変更について

金 砂 郷 町  
(下線部改正箇所)

新	旧
<p>構造改革特別区域計画（本体）</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>特区において、合同活動が可能となる幼児数は、平成15年度においては、5歳児28名（幼稚園15，保育所13）となっている。幼児数は減少傾向にはあるが、「保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業」の<u>特例措置を開始する平成16年度以降は</u>、3歳児・4歳児も対象とすることで、今後3年程度は約100名、その後も80名から90名の幼児が合同活動をする事ができると見込んでいる。</p> <p>8 特定事業の名称</p> <p>幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業 <u>保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業</u></p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>当区域においては、「<u>保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業</u>」の実施にあわせ「こどもセンター」の金郷幼稚園に</p>	<p>構造改革特別区域計画（本体）</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>特区において、合同活動が可能となる幼児数は、平成15年度においては、5歳児28名（幼稚園15，保育所13）となっている。幼児数は減少傾向にはあるが、「保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業」の<u>実施と併せ</u>、3歳児・4歳児も対象とすることで、今後3年程度は約100名、その後も80名から90名の幼児が合同活動をする事ができると見込んでいる。</p> <p>8 特定事業の名称</p> <p>幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>当区域においては、<u>特定事業の実施にあわせ幼稚園における預</u></p>

において預かり保育を実施する。

かり保育を実施することとし、第2次提案で実現した「保育所における保育所児と幼稚園児の合同保育事業」を認定申請する予定である。

構造改革特別区域計画（別紙：807）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
構造改革特別区域計画の認定日

ただし，5歳児については認定後速やかに適用し，3歳児及び4歳児については，「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の認定を受けたうえで，平成16年4月から適用を開始する。

4 特定事業の内容

概要： ただし，5歳児については認定後速やかに合同活動を実施するが，3歳児及び4歳児については，「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の認定を受けたうえで，平成16年4月から適用を開始する。

構造改革特別区域計画（別紙：807）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
構造改革特別区域計画の認定後

ただし，5歳児については認定後速やかに適用し，3歳児及び4歳児については，「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」と併せて平成15年10月に計画変更の認定申請を行い，認定を受けたうえで，平成16年4月から適用を開始する予定。

4 特定事業の内容

概要： ただし，5歳児については認定後速やかに合同活動を実施するが，3歳児及び4歳児については，「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」と併せて平成15年10月に計画変更の認定申請を行い，認定を受けたうえで，平成16年4月から適用を開始する予定。

構造改革特別区域計画（別紙：914）

1 特定事業の名称

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

金砂郷町立こどもセンターうぐいす

施設の設置主体：金砂郷町

施設の規模：床面積 1,260㎡（木造平屋）

施設の所在地：茨城県久慈郡金砂郷町大字高柿257番地の5

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体：金砂郷町

事業が行われる区域：金砂郷町の全域

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から

概要：構造改革特別区域計画の変更申請の認定後から、幼稚園・保育所合築施設である金砂郷町立こどもセンターうぐいすの保育所施設において幼稚園児及び保育所児の合同活動を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

当区域は、過疎化、少子高齢化による幼児数の減少や核家族の増加に伴い、幼児が他の幼児と共に活動する機会が少なくなり、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養するうえで課題が生じている。出生数は昭和30年代以降減少を続け、就学前児童数の人口に占める割合は昭和50年に6.2%、平成2年に5.2%、平成15年では4.3%となっている。また、65歳以上の老年人口割合は27.5%と少子高齢化が深刻である。

当区域内では幼稚園4園、保育所1所を設置し、このうち幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営しているが、幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。

このため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき幼稚園・保育所合築施設である「金砂郷町立こどもセンターうぐいす」において幼稚園・保育所の一体的運営を推進し、また、幼稚園児と保育所児の合同活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を涵養し健全な発達を助長しようとするものである。

なお、合同活動が可能となる幼児数は、平成15年8月に認定された「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」に基づき、平成15年10月より幼稚園の保育室において5歳児28名（幼稚園15名、保育所13名）を対象に実施しているが、年度途中で増員し、幼稚園設置基準である35名を超えた場合には、幼稚園の保育室及び保育所の保育室の2クラスに幼児を分け、幼稚園教諭又は保育所保育士がそれぞれのクラスを担当し、合同活動を実施する予定である。この場合、保育所の保育室の面積は52.17平方メートルあり、児童福祉施設最低基準で

ある幼児1人あたりの面積1.98平方メートルに換算すると26名となり、この範囲内で実施するものである。さらに3歳児・4歳児を対象とする平成16年度も平成15年度の幼児数から推定すると5歳児38名（幼稚園13名、保育所25名）、4歳児40名（幼稚園17名、保育所23名）、3歳児33名（幼稚園15名、保育所18名）であり、2クラス編成とすると、児童福祉施設最低基準を満たしている。また、幼稚園教諭及び保育所保育士については、全職員が幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、給料表の統一を既の実施している。こどもセンター職員については、平成15年10月1日より併任の辞令を交付している。保育・教育内容についても、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものであり、構造改革特別区域計画の変更の申請の認定に併せて指導計画の統一を行っているところである。